

白鷹町若者海外体験促進事業

若者のパスポート取得にかかる費用

5000円分を支援します！



白鷹町の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、県内でパスポートを取得した若者に対して、山形県と連携した支援を行います。

対象者

- (1) 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
 - (2) 補助金の交付申請時において白鷹町に住民登録されている方
 - (3) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに発行され、山形県内の旅券窓口で交付を受けたパスポートを所持している方。
 - (4) 県内他の市町村において、同様の補助金を受けていない方
- ※今年度は、パスポート取得回数が2回目以降の方も対象になります。

補助額

5000円（パスポート取得費用の一部）

申請方法

申請書に必要事項を記入いただき、下記の必要書類などを持参の上、商工観光課窓口にお越しください。

- ・取得したパスポートの写し（顔写真および発行官庁の記載があるもの）
- ・住民票の写し（発行から6カ月以内のもの）
- ・印鑑
- ・補助金振込先の通帳（申請者本人口座に限る）

※申請書は、商工観光課（役場庁舎1階）に備えてあるほか、町ホームページからもダウンロードいただけます。

申請期限

令和3年3月19日（金）まで

申請場所

商工観光課観光係

受付時間

午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く

【問い合わせ】 商工観光課観光係 ☎ 85-6136

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けることができる場合
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※減額対象にならない場合がありますので、詳しくは健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

●ひとり親世帯臨時給付金について

■支給対象

1. 本年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
2. 公的年金給付を受給しており、本年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※2、3の対象の方は申請が必要です。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月12日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容 今年度の支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます。

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 43,160 円	月額 10,180 ～ 43,150 円
2人目	10,190 円を加算	5,100 ～ 10,180 円を加算
3人目以降 (一人につき)	6,110 円を加算	3,060 ～ 6,100 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

各届出は期間内に忘れずに提出してね

